

た。

- 3) **浄化土壌** 汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令（以下 処理業省令）第5条第17号イ及び施行規則第59条の規定により、許可を受けた汚染土壌処理施設から「浄化等済土壌」を搬出する際は100 m³ごとに特定有害物質全物質の調査が必要とされた。それにより、浄化土壌は特定有害物質全物質の調査が必要か検討した。その結果、本技術指針では、敷地内又はその近傍に措置に伴い設置した特定有害物質を除去する施設等により浄化し、当該敷地内へ埋め戻す土壌のみを対象とし、内容は変更しないこととした。処理業省令に基づく業の許可を受けていない施設も含めた汚染土壌処理施設で浄化した土壌は対象外とした。

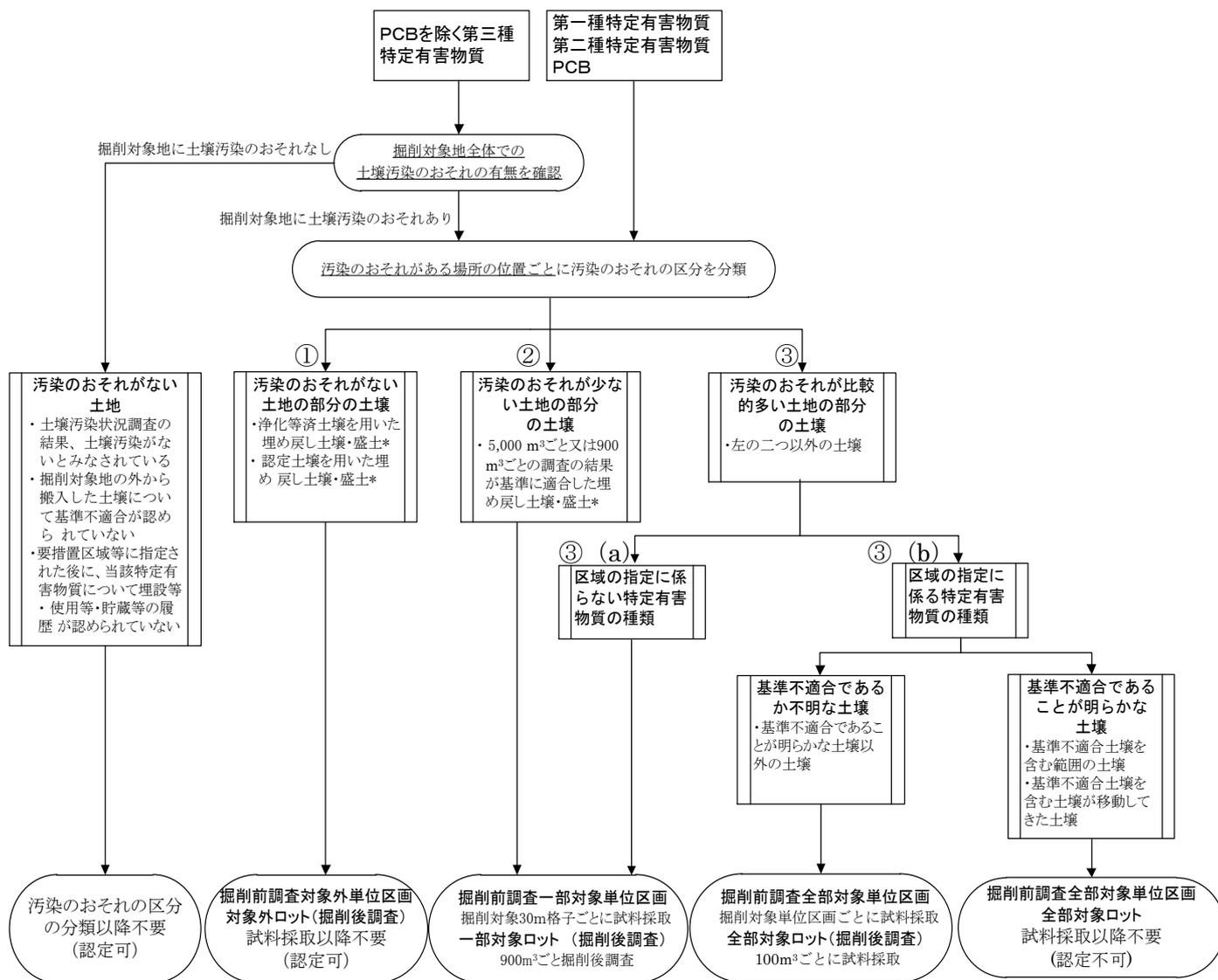
1.6.7 平成23年7月土壌汚染対策法施行規則改正に伴う整合について 平成23年7月8日に施行された改正土壌汚染対策法施行規則では、認定調査の分析頻度が緩和され、まず、認定調査時地歴調査を行い、その結果に基づき、掘削対象地の土壌を特定有害物質の種類及び汚染のおそれがある場所の位置ごとに表A. 2に示す3区分に分類し、図A. 1に示す試料採取頻度で調査すればよいこととされた。

表 A. 2 認定調査の汚染のおそれ区分の分類

区 分	対象となる土壌
①汚染のおそれがない土地（基準不適合土壌が存在するおそれがないと認められる土地）	浄化等済土壌※又は認定調査で基準適合とされた土壌により埋め戻された土壌又は盛土であって、埋め戻し又は盛土後も新たな汚染が生じていないといえる土壌
②汚染のおそれが少ない土地（基準不適合土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地）	搬入時に 5,000 m ³ 以下ごと（汚染のおそれのない場合）又は 900 m ³ 以下ごと（前段に該当しない場合）の調査を行い、その結果が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合した埋め戻し土壌又は盛土であって、埋め戻し又は盛土後も新たな汚染が生じていないといえる土壌
③汚染のおそれが比較的多い土地（①及び②に掲げる土地以外の土地）	区分①②に該当しない土壌

※浄化等処理施設において浄化等済土壌であることが確認されたもの（不溶化処理された土壌は含まない）

認定調査のフローを図A. 1に示す。埋め戻し土壌は、搬入時に特定有害物質全項目が分析されていれば表A. 2及び図A. 1の区分②「汚染のおそれが少ない土地の部分の土壌」に分類されるが、搬入時に分析されていない項目については表A. 2の区分③「汚染のおそれが比較的多い土地の部分の土壌」に分類される。そのうち、区域指定に係る特定有害物質の種類については図A. 1の区分③「汚染のおそれが比較的多い土地の部分の土壌」(b)に分類され、100 m²又は100 m³ごとの調査が必要となる。区域指定に係る物質以外の種類については図A. 1の区分③「汚染のおそれが比較的多い土地の部分の土壌」(a)に分類され、900 m²又は900 m³ごとの調査となる。



*埋戻し後・盛土後、新たな汚染が生じていないといえること

図A. 1 認定調査のフロー